

訪問看護医療情報連携加算に関する掲示

当訪問看護ステーションでは、在宅療養を行うご利用者の診療情報等について、医療機関とICT(情報通信技術)を用いて共有し、常に確認できる連携体制を整備しています。

2026 年度診療報酬改定により新設された「訪問看護医療情報連携加算(1,000 円／月・月 1 回)」を算定いたします。

< 施設基準 >

当ステーションは、以下の基準を満たした上で ICT 連携体制を構築しています。

- ご利用者の診療情報等を、連携機関と ICT を用いて共有し、常時確認できる体制を有しています。
- 診療情報等は、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されています。
- 情報共有は、ご利用者が同意した参加者のみで行われます。
- 参加者の範囲は随時設定可能です。
- 参加者は必要な診療情報等を常時閲覧・取得でき、利用者ごとに時系列で確認できます。
- 情報管理は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に適切に運用しています。

< 実際に情報共有を行っている連携機関 >

当ステーションでは、以下の医療機関と ICT を活用した診療情報連携を行っています。

■ MCS を利用した連携機関

- 黒砂台診療所
- 浜野長嶋内科
- ちぐさ会クリニック
- 千葉駅前スタークリニック

■ モバカルリンクを利用した連携機関

- みつわ台 2 丁目クリニック

※ご利用者の同意を得た上で、必要な診療情報を共有しています。

< 個人情報の取り扱いについて >

診療情報等により取得した個人情報は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、適切に管理しています。保険請求および看護サービス提供以外の目的には使用いたしません。

2026 年 6 月 1 日
カンナ訪問看護ステーション